



納骨・改葬・解体まで、白岡霊園がすべてサポート



1

名義人様のご遺骨を納骨

最後の名義人様がお亡くなりになった後で、名義人様のご遺骨を、ご自身の墓地へ納骨いたします。



POINT!! 納骨は霊園が代行

納骨のためにお墓を開ける指示ができるのは名義人だけです。ですから、跡継ぎがない状態で名義人様が亡くなると、名義人不在でお墓を開くことができなくなるため、名義人様ご本人のご遺骨が納骨できなくなります。

本プランでは名義人様の死後、白岡霊園が名義を引き継ぐことで納骨を代行できます。

2

名義人様死後のお墓の維持・管理

名義人様死後の墓地は、契約期間の間、霊園スタッフが年2回の定期的な清掃とお参りを行います。



POINT!! 死後の追加請求は一切なし

ご存命中の管理費はこれまでどおりお納めいただきますが、本プランに必要な経費はすべて契約時にお納めいただくため、本プラン名目での追加請求は一切ありません。なお、名義人様の死後、名義が白岡霊園に引き継がれても、ご遺族様のお墓まいりはご自由に行えます。

名義人様の死後、ご遺族様に金銭的負担を求めることはありません。

3

管理期間終了後 園内合祀墓へ改葬

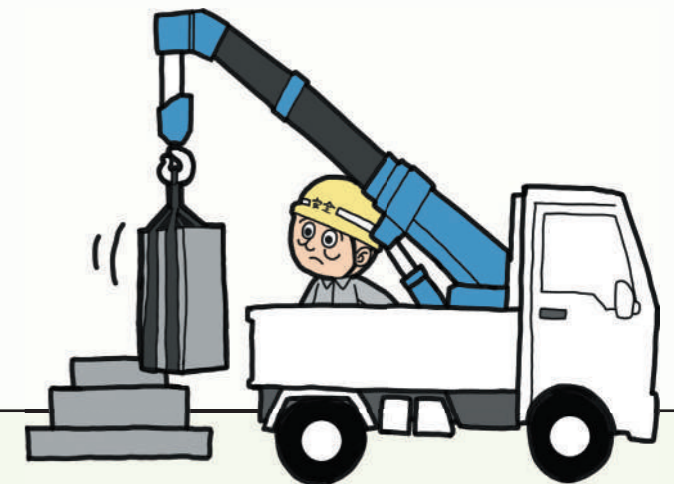
管理契約の期間が終了した後、お墓に納められていたお骨を霊園内の合祀墓「十三重之塔」に改葬いたします。



4

墓石の解体・撤去

すべての手続きが完了次第、残った墓石を解体・撤去いたします。



POINT!! 永代供養保証

墓石を撤去した後も、ご遺骨は十三重之塔へと改葬し、霊園運営母体の「新雲泉寺」が永代供養いたします。永代供養でも、ご遺族様へ寄付は求めません。どうぞご安心ください。